

尼崎市からのお知らせ

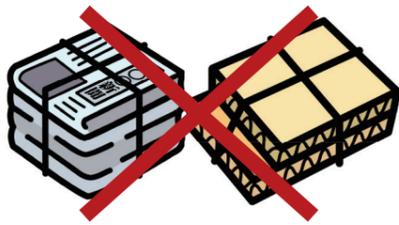
**2023年4月1日**からごみのルールが変わります

ごみ置場などから勝手に

**資源物** を **持ち去る行為** が **禁止** されます



缶類



紙類



金属製ごみ



小型家電製品

違反すると、**20万円以下の罰金**が科せられることがあります

ごみを適正に**分別して排出しない**者に対して、市が**指導**や**命令等**を行うことができるようになります

**家庭からのごみの分別区分**

燃やすごみ



びん・缶・ペットボトル



紙類・衣類

新聞、段ボール、その他紙類、衣類



金属製小型ごみ・危険なもの



**店舗や事業所からのごみの分別区分 (※)**

事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)



事業系紙資源



事業系びん・缶・ペットボトル



尼崎市立クリーンセンターには搬入できません  
古紙リサイクル事業者へ搬入してください

※廃プラスチック類、金属類、  
廃油などの産業廃棄物は、  
別途、廃棄物の処理及び  
清掃に関する法律に基づき  
適正に処理してください

命令に違反すると、**2千円以下の過料**が科せられる  
ことがあります

